

標題

パナマ籍船に搭載される離れた生存艇設置場所における乗艇装置の要件について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0747
発行日 2008 年 9 月 22 日

各位

パナマ政府より当該国籍船に搭載される離れた生存艇設置場所における乗艇装置に関しまして、Merchant Marine Circular No.166 により以下の通り通知されましたのでお知らせ致します。

SOLAS Reg.III/31.1.4 に要求される離れた生存艇の設置場所には、MSC.1/Circ.1243 の解釈に従い、Reg.III/11.7 に適合する乗艇用はしご又は制御された方法で水面まで降下し得る他の乗艇装置が要求されます。これに関し、Knotted rope は他の乗艇装置“Other means of embarkation”として認められなくなりました。

本要件は建造年度に関わらず全ての貨物船に適用されます。また、2008 年 10 月 1 日以降の最初の SE 年次検査において本要件を確認致します。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 材料艀装部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7 (郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2020

Fax: 03-5226-2057

E-mail: eqd@classnk.or.jp

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。